

# 派遣労働者に関する均等均衡待遇のための 同一労働同一賃金セミナー

昨年、働き方改革関連法が成立し、労働者派遣については、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消すること等を目指すこととされました（令和2年4月1日施行）。

東京労働局では、労働者派遣事業者等を対象に、派遣労働者に関する同一労働同一賃金について理解を深めていただくためのセミナーを開催いたします。【参加無料】

日時 令和元年7月26日（金） 10:30～12:00

場所 メルパルクホール 【定員：1,500人】

東京都港区芝公園2-5-20/03-3433-7211/JR山手線浜松町駅北口徒歩8分  
三田線芝公園駅A3出口から徒歩2分 浅草線大門駅A3出口から徒歩4分

※ 45分前に受付を開始いたします。

**内容** ○派遣労働者の同一労働同一賃金について～均等均衡待遇とは～  
講師：東京労働局 需給調整事業部

**申込み方法** FAX 03-3452-9502

※ 多数の参加が見込まれるため、1事業所1名を上限として下記に記入のうえ、  
FAXにてお申込みください。【定員になり次第、締め切らせていただきます】  
また、当日はこの記入いただいた申込み用紙を受付までご持参ください。

※ 送付状は不要です。

7月26日開催：10:30～【申込み期限】7月19日（金）

事業所名 参加者役職・氏名 派遣許可番号	派〔 〕－〔 〕 【例：派13-〇〇〇〇〇〇】
連絡先電話番号	※定員に達した場合に連絡いたしますので、必ずご記入願います。
派遣労働者に関する 均等均衡待遇について質問 がございましたらご記入く ださい。	
お問合せ先	東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課【電話 03-3452-1474】